

持ちましょう!お薬手帳

お薬手帳の活用方法について、「いたてクリニック」を運営する「あづま脳神経外科病院」薬剤科の影山緑子さんに聞きました。

お薬手帳とは…

- 自分で使っている薬の名前や量、飲み方などを記録できます。
- 過去の副作用や病気、アレルギーなど、医師や薬剤師に伝えたいことも書き込めます。
- 薬局などの医療機関から無料でもらえます。

右は影山さんの自画像です!



お薬の情報を一つに

2か所以上の病院から薬をもらっていても、お薬手帳は1冊にまとめましょう。そうすることで、同じような効果の薬を飲んでしまうことを防ぎ、薬の飲み合わせを確認できます。

災害時に備えて

災害時、いつも飲んでる薬が無くなり緊急で薬が欲しい場合、お薬手帳がある事で処方せんなしに薬をもらうことができます。注)あくまで災害時、緊急に必要な場合です。

でも、持ち歩くのは面倒…
そんなときは
スマホのアプリで!!

スマートフォンをお持ちなら、様々なお薬手帳アプリが無料で使えます。難しい場合は、いつも行く薬局で相談してみましょう。



かかりつけ薬局をもとう!

いつも薬をもらう薬局を1か所に決めておきましょう。自分の体質や病歴などを分かっている薬剤師がいると、お薬の相談をしたい時や困った時に安心ですよ!

飯舘村における高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う対応について

令和4年12月7日、飯舘村の養鶏場で飼育されていた鶏から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、福島県の主導により12月7日から当該養鶏場の鶏10万3,119羽の殺処分と埋却、鶏舎の清掃消毒が行われ、12月11日に完了しました。この防疫措置に係る人員の動員は延べ885名(県職員646名、村職員36名、その他相双管内市町村職員142名、団体職員61名)でした。

また、養鶏場を中心に半径3km圏内は家きん等の移動が禁止される移動制限区域に設定されていましたが、調査の結果、周辺環境等の異常がなかったため、令和5年1月2日0時に移動制限区域が解除され、関連する対応はすべて終了となりました。

今回の防疫措置に対しての、村民の皆様や関係機関のご理解、ご協力に心から御礼申し上げます。

申請・登録はお済みですか?

マイナンバーカード



マイナンバーカードの取得、健康保険証としての登録・公金受け取り口座の登録で、最大2万円分のマイナポイントがもらえるキャンペーンが、2月末日まで延長されています。キャンペーンが始まる前にカードを取得された方も対象になります。

スマホからカードの申請ができます

- ① まずはスマホで顔写真を撮影。画面の案内に従って申請。
- ② 交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 規約に同意し、メールアドレス等を登録。
- ④ メールで届くURLで専用サイトを開く。
- ⑤ 顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



23桁の申請書IDは交付申請書の右上に記載されています。

専用ウェブサイトからも申請できます。

交付申請書の右下のQRコードからスタート。



窓口以外で申請した場合
カードの受け取りは窓口で

申請書の郵送や、オンライン(スマートフォン、パソコンなど)で申請をした場合、カードの受け取り場所は役場窓口になります。一方、申請を役場の窓口で行った場合は、本人限定受取郵便でカードは郵送されます。本人確認を行うため、申請または受け取りのどちらかを、役場窓口で行うようになっています。

お住まいの市町村窓口でも申請できます

同封のチラシもご確認ください。
※12月に同封したチラシと同じものです。

東日本大震災により避難している方々は、現在お住まいの市区町村窓口で、「マイナンバーカード」の交付申請ができます。カードは、後日、本人限定受取郵便で郵送されます。

スマートフォンやパソコンからのオンライン、又は郵送で申請した場合、カード受け取りには必ず、飯舘村役場までお越しいただくことになります。避難先市町村の窓口では、受け取り出来ません。飯舘村役場までお越しいただくことが難しい場合は、オンライン申請や郵送での申請等はせず、現在お住まいの市区町村窓口にて手続きをお願いします。

ここ大事!

役場窓口での申請は事前予約を!

住民課住民係 ☎0244-42-1618

- 平日は午前9時～午後4時30分(昼休みを除く)。
- 時間内の来庁が難しい方を対象に臨時窓口も開設中。日時はお知らせ版で確認を。

マイナポータルからオンラインで転出届の提出が可能に

令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届け出が可能になりました。このサービスを利用する方は、転出にあたり飯舘村役場への来庁が原則不要になります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引越しをする方が対象です。ご自身だけの引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の引越しでも利用が可能です。詳しくはデジタル庁のホームページで。※ただしマイナポータルを通じて転出届を提出した後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。